

現場代理人の常駐義務の緩和措置の一部拡大（試行）について（お知らせ）

工事請負契約約款（以下「約款」といいます。）第 11 条第 2 項ただし書に規定している現場代理人の常駐義務の緩和措置については、平成 28 年 5 月 24 日付「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）」により取り扱っているところです。

このたび、この緩和措置を一部の工事において試行的に拡大し、現場代理人を兼任することができる要件等を次のとおり見直しましたのでお知らせします。

1 現場代理人を同一人が兼任することができる要件について

本市が同一の請負人と締結した複数の工事請負契約において、現場代理人を同一人が兼任することができる要件を、各工事の「工事監督課」が同一であることとしていますが、次の試行対象工事においては、各工事の「工事監督局（工事監督課が属する局）」が同一であることとし、同一局内であれば課を越えて兼任ができるように要件を拡大します。

なお、その他の金額及び件数等の要件については、従前の基準（平成 28 年 5 月 24 日付「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）」）のとおりとなります。

2 試行対象工事

当面は、資源循環局が監督を担当する工事

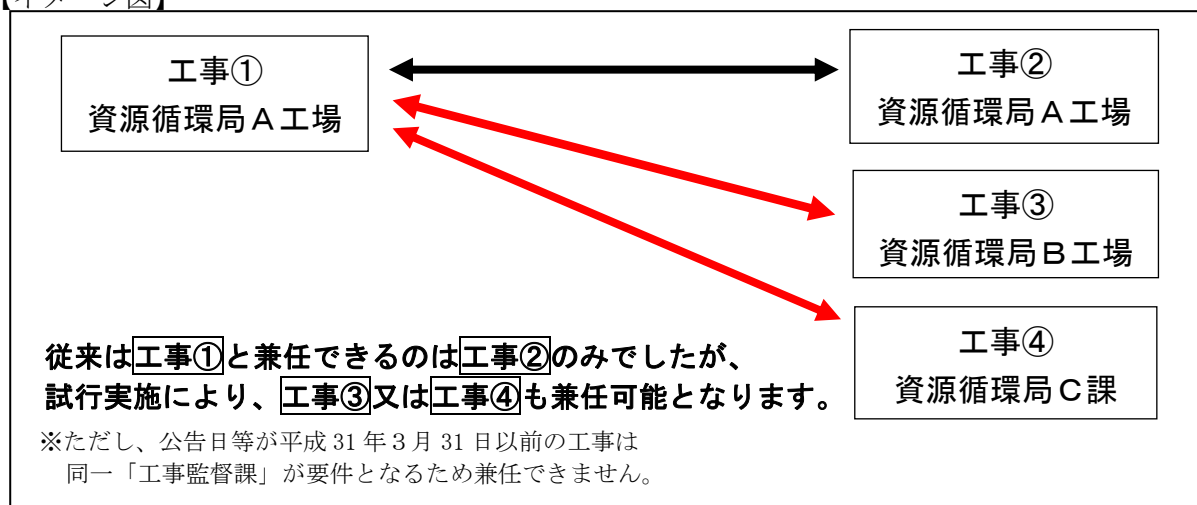
※その他の区局の案件については、従前の基準から変更はありません。

3 適用開始

平成 31 年 4 月 1 日以降に行われた契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）に係る工事について適用します。

なお、平成 31 年 3 月 31 日以前に公告された工事と兼任させる場合は、全ての工事において従前の基準（「工事監督課」が同一）を適用します。

【イメージ図】



担当：財政局契約第一課

電話：045-671-2244